

第十六回国会
衆議院

厚生委員會議錄 第十三号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君
理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君
理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君
理事堀 ツルヨ君

越智 茂君 田中 元君
寺島隆太郎君 降旗 徳弥君
安井 大吉君 山口六郎次君
中野 四郎君 山下 春江君
萩元たけ子君 柳田 秀一君
岡 良一君 杉山元治郎君
巨 四郎君 有田 八郎君

出席政府委員

厚生按察官(公衆衛生局長) 山口 正義君
厚生技官(厚生局長) 曾田 長宗君
(医務局長)

委員外の出席者

検事(刑事局刑事課長) 長戸 寛美君
検事 石井 春水君
専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君
専門員 山本 正世君

七月三日

委員中村高一君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の名で委員に選任された。

同月四日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として萩元たけ子君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
らひ予防法案(内閣提出第一三四号)

○小島委員長 これより會議を開きます。まず予防法案を議題とし、審査を進めます。

本案の審査のため、委員會を秘密會にしたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、委員會を秘密會にいたします。傍聴の方の御退席を願います。

〔午前十時四十八分秘密會に入る〕

○小島委員長 それでは、本案についての質疑の通告がありますので、前會に引續いてこれを許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 まず五条及び六条についてでございますが、この六条等につきましては、当局におかれましても相当親切にお考えになつてこの条文をつくられておることを多とするものであります。今日患者が強制検査、強制収容等の事項を削ることをあくまでも要求しておりますことについては、私も常人としては考え得ないほどの実情のあることを、ここに深く考えなければならぬのであります。私は先ごろこの予防法のできまふことについて、長年癩患者の収容に當つておる有能な公吏と懇談する時を持つたのであります。その

ときに彼がこういうように申しております。癩家族は周囲の非常な白眼、迫害の中で、彼らはその家族であります患者を中心にして生きておる、その生きるありさまというものは、迫害され、白眼視され、村八分されて参りますのに対して、いわば患者を中心としたしめての反逆心、反抗心と申しますか、患者への深き愛情、憐憫の情というもので固く結ばれてしまつておる。いわばこの反抗心、そこに大きな重点を持ちながら、患者への愛情を唯一の力にして生きておる。つまり一つの反抗心が大きな力になつて生きておるということでありまふ。でありますから、その家族の團結の中心から中心人物でありますところの患者を抜いて行くということは、彼らにとりましてはまづたく力尽き果てるといふ結果になつて来る。これは常人では想像し得ないところであるけれども、そこに患者を強制収容するといふことになれば、一家が長年の間社会の迫害と白眼視の中に闘ひ抜いて来た力が尽き果てて、そうして一家心中をすのたであります。こういう点はわれわれの常識では思ひも寄らない点である、こういうふうに申されておつたのであります。私もこの話を聞いて、しみじみと癩家族の不幸と、またわれわれが想像し得ない、彼らが強制検査、強制収容に対して反抗を持ちなすることの一つの秘密を知つたように思つたのであります。こういうことから

いたしましたして、予防上の措置、公衆衛生という立場では抜きがたい、また患者として納得しがたいところのものがそこにあるのであります。ここに私どもは、この六条等について相当法律といたしましては十分なお考えをいたしておるのであります。なおこれについて一段のくふうがあるのではないか、さらに一段の親切をもつてこの六条の字句を訂正し、あるいは五条の強制検査の点におきまして、これを六条と同様に三段階ぐらゐにしてあげろ。つまりわれわれの常識を越えたほどの親切をもつて、強制検査、強制収容の点を考へになるべきだと思ひますが、この六条についてそういうような配慮をさらになさる御意思はないか。また五条につきましても、六条とほぼ同様の三段階をもつて行かうという御意思はありますか。この点をお伺ひしたいのであります。

○山口(正)政府委員 ただいま長谷川先生から御指摘になりましたように、患者が、世間の癩といふものに対する偏見に対して、いろ／＼反抗心を持つておる、またその秘密保持のために特にいろ／＼氣を使つておるということに、は實際にあることなのでございます。私もそういうことを十分承知いたしておりました。患者の陳情も聞き、また實際に話を聞き、いろ／＼御注意を受けておりますので、特にこの六条につきましては、從來ただ入所せしむべしという一項でございましたのを三段階にわけまして——從來も条文は一

うのでありますが、ただいま実際に
きましては、診察に参りますのに、夜
行つてくださるというふうなうちに、
できるだけ配慮をしてくださつておる
ということでありまして、そういうこ
とは厚生省の方から指令が出てやつて
いるのであります。

○山口(正)政府委員 患者の秘密をで
きるだけ保持できるように、実施に
当つて万全の注意をするようにという
指令をこちらから出してあります。

○長谷川(保)委員 条を追つて御質問
申し上げるので、こまかい点に入りま
すが、第八条の第二項の一番下のこ
ろに「当該職員に事務所を消毒させる
ことができる。」と書いてございませ
んか、これは間違ひではありませんか。
○山口(正)政府委員 まことに申訳ご
ざいませぬ。ミス・プリントでござい
まして、訂正をお願いしております。

まだその手続が済んでおりませんが、
それは「当該職員にその場所を消毒さ
せることができる。」ということに訂正
いたします。

○長谷川(保)委員 第十五条の「外出
の制限」のところをございませぬが、こ
れはいろいろむづかしい点もございま
すけれども、感染のおそれのない患者
も相当におることはすでに衆知の事実
であります。理論から言えば、感染の
おそれのなくなった者は療養所をす
でに退所してもよいということになる
のであります。ところが、それが行政の
非常にもむづかしい点であらうと思
うのであります。しかしこの第十五条で
ございませぬ、この条文を読んで参り
ますと、療養所に入所しております者
は、ここに書いてある特別の場合を除
きましては、ほとんど療養所から出る

ことができない、こういうふうに読み
とられるのであります。しかし今日も
すでに一時帰省という制度を實際にお
きましては各療養所におきましては行
つておるのであり、その外出のできる
という方面をむしろ積極的にここに書
くべきではないか、これを読んで参り
ますと、いかにも外出は全部できない
のだ、ただ親族の危篤とか、罹災とか、
法令による場合とか、そういうつた方
むを得ざる場合に特別な処置をして出
ることができるといふような例外規定
のようなものがそこに書かれていたけ
れども、逆に患者の気持をそんたくし
たしまして、感染のおそれのない者
は外出させることができるというよう
な積極的な条文を掲げべきだと思いま
すが、いかにもこの点が取締り法規と
いふふうな感じを与へると思ひます。

その点について、当局はそういうふう
に修正するような御意思はないか、こ
の点を伺いたいのであります。

○曾田政府委員 昨日も御質問のあつ
た点でございませぬが、この条項は、最
もむづかしいと申しますが、微妙な問
題を含んでおります。箇条でありまし
て、その表現については政府部内とし
てもいろいろと研究を重ねました
次第であります。その内容につきま
しては、すでに昨日も御答弁申し上げ
したので御了解くださつておると思
うのであります。今日實際問題といた
しまして、どうか今日の医学の状況
をいたしまして、感染のおそれがある
かないかという点を客観的にきめま
す基準というふうなものが今日まだ確
立しておらない。非常に意見が区々で
あるというふうな事象があること、そ
れから治療方法が非常に進んでは参り

ましたけれども、今日においてはまた
多数の治癒者を見るに至つていないと
いうようなこと、たび／＼申し上げま
すように、今日でも若干の實際的治癒
と認められるような者も出ております
し、それから従来の状況から考えま
すならば、この方面に非常に明るい見
通しが出て来たといふことは認められ
ますけれども、どの程度にこの治癒者
が出て来るかという見通しも、十分に
近い将来としてはつきりせず、そして
今日においてはまだそれが多数には及
んでおらないといふような状況でござ
いますので、将来こういうような面
については当然考えなければならぬとい
ふふうな考へておりますが、今日の状
況としては、それをこにうたい込む
ことも困難であるといふふうな考へて
おるわけでありまして、その許可とい
うことも、表現の問題でございませぬ
けれども、一応所長が許可した場合に
外出ができるということが現われてお
りますので、まずこういうふうな表現
が今日としては適當なのではないかと
いう結論に至つたわけでありませぬ。

○長谷川(保)委員 その点が先ほど申
し上げましたように、非常に不幸な点
だと思つておりますが、聞くところ
によりますと、欧米ではすでにこま
では感染する、こまでは感染しない
という線をきつぱりつけたようにも伺
つております。今日も御答弁申し上げ
ておるのでもありますが、今日事實に
おいて、多摩全生園の所長の言とこ
ろを聞きまして、唾液、鼻汁等に菌
の認められなくなった者、こういう者
は感染のおそれのない者として外出等
の処置を許す、こういうふうに言われ
ておるのであります。そういうよう
な線で、ともかくも各療養所をそれ／＼

の基準は違つていたしましても、一応
外出を許可しておる。昨日申しまし
た自由といふ人間の基本人権を保障す
るという意味で、そういう点をここに
明確にお書きになれば、事實行われ
ておりますことではありますから、自由
の保障という意味で、ある意味で患者
への深い慰めとなり、また励ましと
なると思つておるものであります。私
はやはり積極的にそれを書くべきだと思
つております。その基準はそれ／＼の国
立療養所長にまかせるといたしまして
も、当然書くべきだと思ひます。こ
ういふ点はいかにも消極的で、患者の
持をそこなうと思つておるわけであ
りまして、もつと積極的に書きなつた
らどうかといふ点について、重ねて局長の御
意見を伺いたいのであります。

○山口(正)政府委員 ただいま事務局
長から御答弁申し上げました通りで
ございませぬが、もちろん先ほど長谷川
先生もおつしやいましたように、症状が
軽快して、もう隔離療養の必要がない
と所長が認めた者は当然退所できるの
でございませぬ。しかしそうでなくし
て、入所しておる者が一時帰省をする
といふようなことも今現実に認められ
てゐるのでございませぬが、それはそ
の所長の判断によりまして、昨日も
申し上げましたように、感染の危険性
というものは相対的な問題でございま
すので、所長の判断によりまして、一時
帰省をいたします場合には、この特別
の事情があるといふことを拡張解釈し
たしまして、そうして所長の方におい
て所持品の消毒とか、あるいはその他
注意をいたしまして、一時帰省を許す
といふようにいたしておりますので、
私どもは、この案の表現によりまし

て、そういう運営をやつて参りたい、
そういうふうな考へておる次第でござ
います。

○長谷川(保)委員 第十六条の「戒告」
「謹慎」といふことにつきまして、どう
も患者は誤解しているように思われる
のであります。つまりこれを厚生省の
方から考へておられるような意味ではな
く、もつと厳格なるものと考へてお
る。たとえば三項にありますが「所長
が指定した室で静居しなければなら
ない。」といふことを、さも監禁であるか
のごとく考へておるようでありませぬ。
さらにまた第五項にございませぬが、
明の機会を与えるといふことにつきま
しても、昨日私どもが患者諸君と話し合
つたところによりまして、つまり刑法
上の犯罪に對しまして弁護士をつけ
る、その憲法におきます権利、それ
を侵害されて、弁護士をつけさせられ
ない、そのかわりにこういうものがあ
るんだ、というふうなふうに誤解して
いるようであります。こういうふうな
誤解につきましても、今日の大騒動、
ことに昨日陳情に参りました諸君が、
国会の外で居すわりをして、私は八時
ごろちやうど前を通りましたので、す
みやかに帰るようといふことを極力
勧めたのであります。雨が降る中
に、なお彼らはがんとして居すわりま
して、園長も職員も非常に心配をし
て、「一応婦人や重症者、内臓的に弱
い方は帰られたようであります。しか
し夜明けになりますと、そのときには
全部を入れても五十名足らずでありま
したものが、すでに百四十名にふえて
いる、こういう状態であります。この
ような点がこういう誤解にも基いてい
るとすれば、きわめて残念なことであ

保護を受けていないという実例もある
 ということを聞かされております。私
 どもといましては、患者の家族の
 福祉をはかるといふ点から、どうして
 もそれを何とか打開しなければならな
 いということを考えまして、今回の起

案にあたりましては、第二十一条にございますように、当該国立療養所の職員、これは国立療養所に医療社会事業担当の職員を置きまして、それが親族を訪問して家族とその患者との連絡にあつてやる。患者の家族の方でも、療

養所の職員が来てくれることには別に異議をとねえないのでございまして、その際にも、できるだけ秘密を保持するような訪問の仕方をいたさせるつもりでございます。そういうふうにして、

るといふような場合には、県の衛生部の方に連絡いたしまして——これは厚生省の社会局の方と話し合い済みでございますが、衛生部の職員と民生部の職員に併任しておきまして、そうして衛

生計の職員が生活保護に關するいろいろの手續をやつてやる。言葉をかえて申しますと、検診をしたり、あるいは入所勸奨をしたその職員が、また生活の援護の仕事に携はつてやる。患者の家にいろいろな方面の人が出入りする

ことをできるだけ防いでやる。そうして患者並びにその家族が非常にきらつておられますところの、癩患者の家族であるということをしる／＼な人に知られたくないという気持をくんで、そういうふうな措置をとるようにしたい、

○長谷川(保)委員　その御配慮に対し
ましては、私はこれを多とするもので
あります。

あります。しかしながら、この生活保護法の適用という点は、患者がまた非常に強他の方法をとることを要望している点であります。その点については、たとえばあの社会保険制度審議会の勧告の中にもあります。また、廃失年金というように制度を近い将来においてつくりまして、その廃失年金という形で、療養所の所長を通して、本人に、家族のための生活の資に要するものを渡し、患者本人からその家族に送るというふうなことになるように、秘密の保持が相当可能ではないかと思うのであります。近い将来そういうふうな方針を立ててこれを改正して参るというふうな御意思はありますんか。

○山口(正)政府委員 ただいま御指摘の廃失年金の点も検討しなければならぬと存しておりますが、とりあえずこの生活保護法について、ただいま申し上げましたような方法によつて、患者の秘密を保持するという点に私どもは万全の努力を払ひまして、廃失年金の問題は今後検討させていただきますというふうな御意見を申し上げます。

○堤(ツ)委員 左派の長谷川委員と政府当局との質疑応答を昨日から拝聴したわけでありまして、なるべく重複しないように政府に質問をいたしたいと存じます。

政府は、療養所におけるところの患者の就業の問題についてどういうふうに現在やつておられるか、もう少し詳細に承りたいのです。就業を放棄してこの予防法に反対しておられる患者の実態を聞きますと、たとえば食事の問題であるとか、いろ／＼な雑用であるとか、園内の秩序をみずから保持

するために、お互いに自主的に生活を整えるために、いろ／＼と就業しておられるように解釈しておるのでございますけれども、しかし私たちが外部から見ますと、必要以上の就業を厚生省が患者にしておられるような節もあるやに思われます。たとえば軽い患者の方々が重い患者の方々の看護に當つてゐるというふうな点などは、われ／＼の目から見ればいかかと思われるのでございますが、目下、一万二千の收容患者のうち、重症患者がどれだけあると、その重症患者の看護に當つてゐるところの軽患者が何人くらいあるか。もし統計があつたらそれをお示しになり、そうして、それに対する政府の今後の見解と、また費用の点であるとか、そういう点であるとか、そういう点があるならば、その点を少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○曾田政府委員 ただいまの御質問に對しましては、的確な数字というものは申し上げかねる点もございまして、その点は後刻資料として差上げたいと存じます。大体の状況をお話申し上げますれば、この患者の作業のうちには、院内としても、患者の力に頼らなければならぬというふうなかなり実質的な仕事をしておらつてゐる部分も確かにございまして、また相当な部分は、院内の農耕でございまして、あるいは園芸だとか、あるいはいろ／＼な清掃だとかいうふうなもので、清掃はちよつと違ふかも知れませんが、ある程度軽症患者が自分のためにやるもの、あるいはまたそれをやりますことが、ある程度の慰安と申しますか、作業療法的な意味合いも多少持つておるというふうな種類のものと、い

ろいろな性格のものがございまして。その作業の種類等につきましても、きわめて多岐にわたつておりますが、総数といたしましては、ほとんど半数の者が何らかの形で作業をいたしておるわけでありまして、もちろんその作業の時間も長短いろ／＼でございまして、大部分のものはあまり長くはないのであります。おおよそ半日以内ということになつております。お話をうかがふに、仕事の中で一番きつい仕事であり、これを引続き作業させることは適當でないと考えられますものは、私どもが考えましてもやはり重症患者の看護でございまして、こういうふうな点につきましては、やはりこれは今日のままでは置けない状態であると考えておりました。本年度の予算にはこの人員の増加ということが極力押えられ、またために、この点の改善というところが実現できないのであります。二十九年度予算におきましては相当多数の職員の増加をはかりまして、この患者の作業として適當でないものはなるべく除いて参りたいというふうな考えでおる次第でございまして、

なお患者の作業に對します謝金と申しますものが、以前におきましてはこれを患者の労力に対するきわめて単純な感謝の意味というくらいに考えておりましたために、きわめてわずかでございました。もちろん先ほど申し上げましたように、一日のうちの作業時間といふものにも長短があり、概して短いものでありますから、また病人のことゆへはげしい労働もできないというので、させておらないというふうなこともありますので、そういう事情はござい

ますが、今日におきましては、軽、中、重の三段階にわけられておまして、患者の作業として重いものには二十円、中が十五円、軽いものには十円、一日と申しますか、一回と申しますか、そういうふうに組んでございまして、これはあまりにも寡小でございまして、これは増額していただかなければならぬというふうな考えでおる次第であります。

○堤(ツ)委員 私たちが昨日患者の方々と面会いたしました場合の空気が、自分たちの人権を尊重し、そして医学的な研究をどん／＼進めてもらつて、われ／＼を社会保障の立場から守れという声が非常に強い反面、みずから楽園たらしめるの気概があるということのはつきりとうかがわれたのでござい

ます。でありますから、私たちは今日の患者のあの気持ちを考えますときに、政府から出されておられますところのこの法案が、全面的に見ます場合にやはり取締りであり、罰則であり、過去の浮浪者のみを收容した旧態依然たる觀念にとらわれたものの域を脱しておらないというところは、これは長谷川委員の御指摘の通り否定することができないと思つてございまして。しかしみずから楽園たらしむるために療養中の気分転換などの面からいろ／＼この方が就業された場合に、職員を置いても相當の給料がいり、政府としては人件費がいろいろございまして、重は二十円、中は十五円、軽いものは十円といつたような、まったく人間扱いでないような料金を支払つて、この人たちに就業してもらつておられるというところ自体が、すでに頭の持ち方自体に大きな誤りがあると思つております。でありますから今年には予算が組

めないとおつしやいますけれども、もちろん重症患者に対する看護に軽症患者が當つておることは、これは医学的な見地から廃止するべきでありまして、同時に予算にもつとはつきりしたものを組みになつて、この方の改正案を出しになるのが良心的なやり方であると思つてございまして。ことは実現できなかったというところは、私はこの法案を出しになる以上許されぬ弁解であると思つてござい

ます。それから半数が何らかの作業をしておられます。この中におきまして、私たちはこの方々がもらわれる給料などを考えますときに、これがこの方々のいわば一箇月の小ずかい銭になるという見方をしてもよいのでござい

ます。そして長谷川委員が御指摘になりました三十日以下の静居とか、警居を命ずる訓戒を与えて、処刑に等しいものをするというこの十六条でございまして、この点、静居を命ぜられた方々は、作業をやつて小ずかいに等しいものを稼いでおつたけれども、稼げないというふうな状態が生れて来るのでございまして、その辺を少し御説明をお願いいたします。

○曾田政府委員 ただいま私がお話申し上げましたように、今日患者に頼んでおります作業の中に、かなり無理なものがあり、またその報酬としましては、きわめて少さであるということをお話申し上げたのであります。先ほど申し上げましたのは、大体一年平均といたしまして申し上げたのであります。またその作業の質によりまして若干そこに幅を持たせてございまして、その数字の通りではなく、またある療養所におきましては、患者等の意見も取入れ

まして、その配分は考えておるという
ようなこともいたしておるのでありま
す。いずれにしても非常なわずかの
ものでございまして、このままでは放
置することができないというふうに考
えておるのではありませんが、本年もい
ろ／＼努力いたしたけれども、遂にこの予
算の中に組み入れかねたのでございま
す。なるべくこのような事態を急速に
解消したいというふうに考えてお
る次第でございます。それからさらに
もう一つのお尋ねの件でございますが、
これが小づかいになるであろうかとい
う御質問に対しては、そのほかに
患者一人について四百円ずつの慰安金
というものを支給いたしております。

○長谷川(保)委員 先ほどの堤委員の
御質問で、軽中、重ですか、十四、
十五、二十円というような作業の賃
金を与えられるということを伺いまし
たが、これが慰めになつておる労働の
うちはよろしいけれども、今日それを
取上げられれば、その作業をする患者
がいなくなれば、療養所が動かない、
こういうふうになつておることは非常
に重大な問題だと思ひまして、ことに
そこに今日の混乱の一つの大きな原因
があると思ひます。そこで先ほど職員
を増員する意図であるというお話があ
りました。これは定員法を改正する
必要はないかどうか。それから職員を
増員するといふこと、今日の職員
の給与ではだめだと思ひのであります
が、聞くところによりますと、人事院
はかつてこの療養所の勤務員に対
しましては、調整給を一〇〇％つけれ
ばというように勧告がしてあるというこ
とを聞きまして、今日のこの
給与の状況はどうなつておるのか、ま

たことにそれが事務職員には何ら調整
給はついておらないというのでありま
すけれども、そんなことでは増員はで
きないと思ひのであります。従つて今
の患者の作業は強制的なものにすべ
なりかかつておる。それをやめてい
ゆる慰めとして働くというようにする
ことはできないものかと思ひのであり
ますけれども、その点伺ひたい。

○曾田政府委員 患者の作業につきま
しては、先ほど申し上げたのであり
ますが、本来はこの患者の作業なるも
のは慰め的なもの、あるいは作業療法
的なものというものであるべきだと思
うのであります。初めこの制度がス
タートしたときには、おそらくそう
いう趣旨で始められたものと理解して
いるのであります。ところが人員の
不足とか、あるいは経費の關係とかい
うようなところから、こういう事態が
だん／＼と積り積つて来たものと思
うのであります。何とかできるだけ早
くこのような事情を解消しなければなら
ぬといふふうな思ひでございまして、た
だ今申し上げましたように、また御指
内に滞在しておる患者でございまして、
こういふような人たちに於いては、
その仕事を見つけて、それをやつてい
ただくといふことは、患者の方でも、よ
く話を参りますれば納得してくれ
ることであり、また患者も現にそうい
うふうにも申しておるわけでありま
す。ただそのやり方及び限度というも
のを十分に考慮して行かなければなら
ぬと私も考えております。

ありまして、一方予算の増額と同時に
に、この定員法の改正をはかる必要が
あるといふふうな考へております。ま
た給与につきましても、例の何給何号と
いうのではなしに、例の何給何号とな
つております。大体六号俸、おおよそ
一級あまりくらいになつておるだろ
うと思ひます。ここに数字がございま
すので申し上げますと、勤務の種類によ
りまして二号俸ないし六号俸加給が
ついております。

○堤(ツ)委員 いろいろ言つて
参りますと、この法律を、予防取締
が主であつて、患者の方々が要求され
る福祉がつけ足しになつておるよう
な政府案のようなものにしては、た
は、福祉の問題については後ほどまた
質問いたしますが、費用の点がやはり
問題になつて来るのであります。これ
は政府にひとつ頭を改めていただき
たい。われ／＼の家族に不幸にして患者
が出たとき、われ／＼はどうかとい
ふ。だういふかといふことを、立場を転
じて考えたときに、私は、絶望的な病
にかつた人々が、今日このらい予防
法の反対をめぐつて国会に押しかけ、
いろいろ／＼と叫びをあげられる気持は
よくわかると思ひのであります。この人
たちの心情をくみましますときに、死刑
の宣告にもひとしい病にかつたこの人
たちを、私たちが遇するに、できるだ
けの誠意とできるだけの経済的な保護
を加へなければならぬといふ結論に
なると思ひのであります。政府には
金がないと言つてしまえばそれまでか
もしれませんが、法律の改正に
あたつて何ら予算的裏づけのない法律
案を出して来て、古色蒼然たるものを
改めてあげたといふことで弁明なさ

らうとするのでありましようけれども、
私はこれは本末転倒であると思ひので
ございまして。医務局長や公衆衛生局長
がいかに御弁明になりましても、あの
患者たちはいやされないものがある。
試みに私は政府にお尋ねいたします
が、貞明皇后のお志でいわれる二億の
金を救護事業にいたしたいと思ひま
す。これのごときはどういふふうに使
つておられるか。私は救護事業に
いたしたものであるならば、政府の所管
になり、救護専門のために国家予算の
中に組まれて使われるのが当然である
と思ひのでございまして、宮内庁の所
管になつておると、厚生省が救護の
施策にこれを使へないような仕組み
になつておると、これも聞いては、はな
だいたいのものならば、これが即刻
だいたいのものならば、これが即刻
だいたいのものならば、これが即刻

○山口(正)政府委員 御対策に
して、公衆衛生局、医務局ともに今後
予算増額といふことにつきましても、
きめるだけの努力をして参るつもりで
あります。ただいまお話の貞明皇后の
遺金を元といたしまして、一昨年から
昨年にかけて募金をいたしまして、目
下二億二千万円であつたのが二億二千万
円を超えて募金をいたしまして、これは
国民の皆様の御協力に對する深い御
同情、御認識のたまものであるといふふう
に、その御に當りましたものとして感謝
しております。その集まつた
金が、ただいま堤先生のお尋ねでは、
宮内庁の所管になつておつて、厚生省
でそれを御対策に使へないといふこと
を聞いておるがほんとうかどうかとい
うこととございまして、募金委員会
で集めた金は全部元の募金防協
会——募金防協会自体は厚生省の役人
がいろいろ役員をしておつたのであり
ますが、こういう御対策をやつていた
だくのは純然たる民間団体の方がい
いといふので、昨年の四月に組織を改
正いたしまして、現在募金防協会として
その仕事をやつておりますが、募金さ
れました二億二千万円は全部募金防
協会に寄付されまして、そして募金防
協会の責任において、政府のやつてお
ります御対策に呼応して、政府の金では
なから／＼実施できないような面を援
護していただくといふことに使つよう
にいたしておるわけでありまして。それ
は募金防協会の理事会においてその方針
を決定して、そしていわれる法外援護
と申しますか、政府のやる仕事以外
の、たとえば患者の慰問とか思想の普
及とか家族の慰安とかいふことをやつ
てもらふといふことになつておりま
す。

○堤(ツ)委員 募金防協会といふもの
があるといふことは私たちがよく存じて
おります。いつか募金防協会でおつくり
になつた療養所の映画を貞明皇后の
記念日に私たちも見ましたが、私は募
金防協会といふものがすでに宮内庁の
ひもつきではないかといふにおい
がして、お尋ねの通り、募金防協
会が今日までどういふふうにお金を使

○堤(ツ)委員 募金防協会といふもの
があるといふことは私たちがよく存じて
おります。いつか募金防協会でおつくり
になつた療養所の映画を貞明皇后の
記念日に私たちも見ましたが、私は募
金防協会といふものがすでに宮内庁の
ひもつきではないかといふにおい
がして、お尋ねの通り、募金防協
会が今日までどういふふうにお金を使

い、どういふふうによつておられ、どういふ機構になつておるか、運営、内容、機構の面について、委員長のおとりはからいで厚生委員会にも一度正式な報告をされたいといふことを、一つ要望しておきます。二億二千万の金があるならば一万二千名にわたる患者に相当の恩恵があるはずであります。案外つまらないところに使つて、患者の福祉の上にこれが生きておられないのではないかとこの見方をしておりますので、その観点から伺つておるのであります。そのメンバーなり機構の内容、運営の面における正式な御報告といふことを、質問に加えてお願いいたしておきたいと思ひます。

そこでわが党といたしましては、はつきり申し上げておきますが、申訳的に福祉をつけたようなこの法案には賛成できないのでございますが、この福祉の面で私たちが強調したいのは、もちろん入所の義務、その場合の強制検診、それから園内の秩序を保たなければならぬといふこと、留守家族の方々に對する生活保護の問題など、いろいろ論じて参りますと、すべて今日の患者側の要求を聞いておられないといふことがはつきりいたしておられます。しかしいかに叫んでみたところで、宿命的な病に冒された人々が、おれたちは救われないといふ、暗い気持ちの中からは、なおかつ光を求めて今日の叫びを叫んでおられるのは、一にかかつてその浮ばれない境涯の中から、何とかしてできるだけ幸福な人生を全うしたいといふ、私たちの気持と同じ気持であろうと思ふのであります。そう考へて参りますときに、当然この法律が改正されるならば、この方

方にもつと福利厚生施設が園内になければならぬわけでありまして、今日私たちもところ／＼拝見いたしてありますけれども、もつと／＼方法があるといふことを痛感いたします。たとえば患者にも重い患者、中／＼の患者、軽い患者とおおいでになります。あの方々を雑居させ、同じ生活をしておつてもらうといふことは、医学的にもいかかと思ふのです。しるうとでかかと思ふことも論ずるのはいかかと思ひますけれども、しかし重い患者と軽い患者と中／＼の患者と、現在はその中においてわけられないような設備しかないといふことは、私などは日ごろからはなはだ遺憾に存じております。それこそ重、中、軽ぐらゐにわけて、あの方々が楽園として生活を楽しまれるような様式にするよう、もつと／＼とく／＼の仕方があると思ふ。

たとえば家族と絶縁されておるのでございまして、この方々に何がしかの手算をかけて、旅館、ホテルまがいのものをあの中につくつていただいて、月のうち何日は家族と楽しまれるような機会を持たれる方法もあります。また軽症患者で、二十四ぐらゐもあつて園内の仕事をやつておられるのはかなわぬといふ人々には、希望に応じて職業指導をする方法もありますし、また男女の性別を考へますときに、もはや重患で望みのないプロミン以前の患者と、またわれ／＼が見ておつてもわかるかかわらないぐらゐの患者とは、当然処遇に差がなければならぬ。ところがこれがごちゃ／＼にされておるといふような点を見ましたときに、依然として政府の頭が改善されておらない姿を、実質に見るのであります。若

い、希望を持つた若い青年層の方々、若い未婚の娘さん、むすこさんたちもあの中におられる。はなはだしきは十八歳未満の、児童福祉法で守られなければならない年少の不幸な方々もおいでになる。こういう方々はこれをわけをするようにして、もつと／＼教育の施設、保護施設がなされなければならぬ。こういう点において何ら政府の考へがないといふことが、この法律の第四章の申訳的な福祉の中に私はいかか／＼とすることができると思ふのであります。この福祉の面を、絶望やみがたい中からなお光を求められるの方々に光を与えるために、この法律をもつと幅を広げて今日の医学の立場から、また社会八千五百万の大衆利益擁護の立場から、隔離して入所はしてもらつけれども、それだけの申請にわれ／＼

はこの人たちをどういふ立場からかくのごとく守るのであるといふ建前が立てられなければ、私は憲法に沿つた法律であるといふことが言えないと思ふ。政府はこの点法律を出しになるにあつてお考えにならなかつたのか、またある程度お考えになつたけれども、それが予算上許されなかつたのか、また大蔵省とも御相談になつたのか、若い方、老年層、男女の性別を考へてどういふふうにお考えみたかといふような進歩的なお考えがあつたかどうか、その点を一応承つておきたいと思ふのであります。

が、患者の中にはいろいろ種類ののりまして、ただ病気の進んでいる、進んでいないといふことだけでなしに、体の不自由なもの、どうか自分の用に足るものといふようなものもある。年長の差があり、男女の差があるといふことは御指摘の通りでございますが、ある程度はさうな点を考へていろいろ／＼所内の管理もいたしてゐるのであります。たとえば小さい子供、児童の患者といふようなものであるとか、あるいは夫婦あるいは男の病棟と女の病棟といふように、いろいろある程度の差別はしているものであります。それがまだ十分にささいな点にまで至るといふ段階には至つておりません。この管理の方法とまた施設の設備とに應じて、逐次患者の種類別の処遇といふものを考へて行かなければならぬと思つております。また患者の全般的な福利増進といふようなことにつきましても、特に所内に入所いたしました者に対しては十二条、十三条、あるいは十四条といふようなところから、うたつてあるわけでございます。ただいまそれを具体的にこの法文の中に書き現わすといふのはまだ少し早いのではないかとはいふところから、こ

ういふ表現になつてゐるわけでありまして、しかしそのうち具体的に言へます教育関係といふようなものは、ここにはつきりうたつてございます。他のたとへば厚生指導といふようなものは十三條に一応方針と申しますか、いろいろな措置が講じ得るよう、厚生指導の施設といふものが今後逐次設置して行けるような条文を入れていただきたといふふうにお考へてゐる次第なのであります。今日におきましてもある程

度の厚生福利施設が所内に設けてはあつたわけでありまして、ごらんになりましたようにいろいろ／＼公会堂とかまた授産所とまでは申せるかどうかわかりませんが、いろいろ／＼作業の指導をいたしますものとか、あるいは教会堂、あるいは映画演劇などいろいろ／＼文芸活動に對する援助といふようなことをある程度は始めてゐるわけでありまして、こ

ういふようなものをさらに今後もだんだんと強化して参りたいといふこととあります。ただいま堤先生から御指摘になりましたような点、また長谷川先生からも申されたのであります。こ

ては困るという意味で、早いとおつしやるのではないかと思います。が、当然今期の改正にうたわれてしかるべきであるということを一言したのであります。

この点はこのくらいにいたしまして、現在の外出の状況でございますが、外出は先ほどの公衆衛生局長の御答弁ではあまりはつきりしないのでございまして、患者は相当数外出を許され、ときにはパチンコなどもおやりに行つてらつしやるということも聞いておるのであります。これは何かの理由で外出を許された人がパチンコなどをおやりになるのかもしれないけれども、西武電車などはしつちゆう村山全生園の方がお乗りになつておつて、一般の人がこれを知れば、電車に乗る客がなくなるだらうということも言つてゐるのを聞いたことがある。たとえば昨日、また昨日から陳情においでになつてゐる患者の方々は、始終外出許可をもらつて、外出ばかりしていらつしやる方がほとんどであるというやうなことを聞いております。しかも局長の説明を聞いておられますれば、今日の医学の限界においては、どの患者が伝染をし、どの患者が伝染をしないということは証明できないとおつしやつた。たとえば外からしろうとが見た場合に、癩患者であるということが非常につきりわかつておるから、それが伝染性を持つておる、外から見た場合に、癩患者か普通の方かわからないくらいに軽いから、それが伝染性を持たないというやうな医学的、科学的な証明はできないとおつしやつておる。そういう根拠を持ちながら、なぜ

世間に巷間伝えられるやうな外出をやらせ、電車にたくさん乗る患者が自由にお乗りになつたり、パチンコをなさるやうなことをやつておるのか。現に陳情においでになつておる方々に對しましても、相当鋭い批判があるやうであります。私たちはこの法律を通じて患者の方々に同情をいたしておるもので、こいねがわくばあなた方はどうぞ園にお歸りになつてくだされいということをお願いいたしておりますけれども、まだお歸りにならない。しかも一旦逃亡なり自由外出なりにあつたときには、警察官さえもこれに手を加えないという現状にあることを考えますと、私は政府は医学的根拠がないからと自信ある態度をおとりにならなければいけないと思つてございまして、昨日からの処置を私が横から拝見いたしておりました。また緒方大臣にも私は強力な申入れをいたしておきましたけれども、政府には自信のある御処置なり御答弁がない。この点をいつきり承りたい。私たちは絶望的な病に襲われたこの方々に満腔の同情を表し、できるだけの処置をとり、できるだけの保障をし、できるだけ人権を尊重いたしたいと思つておりますけれども、残る八千数百万の大衆の利益擁護もしなければならぬのでございまして、この点は感情的にならず、理性的に、科学的に、合理的に検討されなければならぬことと存じますので、はなはだ煮え切らない政府の態度に對しまして、私は不満を持ちます。が故に、この質問をあえてするのでございまして、外出の点についてもう少しはつきりした答弁を願ひたいと存じます。

○會田政府委員 外出の点につきましては、現在の法規によりましては特別の定めがないのでありますが、病気の経過が良好であり、また軽症でありまして、そうして十分な予防措置を講じますれば、他に感染のおそれが絶無と申せぬまでも、きわめて少いといふふうな認定されます者については、特別やむを得ざる事情がございまして、どうしても外出しなければ他の方に法がないという場合には、その外出を許可するという建前になつておる次第であります。

今日感染のおそれある者となつての區別が非常に困難だということを申し上げましたが、たとえてみますれば、鼻汁とかそういういろ／＼な分泌物の中に菌があるかないかという菌の有無だけはわかりませんが、それが生きてゐるか死んでゐるかというやうな區別がつかない。また今日菌が発見されないにしても、またしばらくして出て来るというやうなこともございまして、こういうやうなこともございまして、たとえば短い期間に十分予防措置を存じておられます人々にお会いに行く、あるいはそういう措置のとれるところに出かけて行くというやうな場合には、それがどうしても他に方法のないやむを得ない事情と考えますれば、それを許可してゐるというのが現状でございまして、従つて外出の許可を得ます者も、その期間を限り、行き先地を定め、大体その申請しました目的によつてこれを許可してゐるやうな次第であります。しかしその者が外出のついでにパチンコ屋に寄るとかいうやうなことも實際問題としては起るわけでありまして、なるべくさうなことをない

やうにと申しておりますが、そういう事態が起る。この辺のところは所のいろいろ具体的な運用の問題、この方針の活用の問題になつて来るわけでありまして、この辺の判断は所長にある程度まかしてあるやうなことでございまして、いろ／＼世の中の事情と申しますか、みなの方々の考え方というものでございまして、それが多少ゆるぎに流れたり、きびしきに流れますやうなおそれは確かでございます。なるべく適正に外出の許可をする。このことは将来におきましても、許可を与える場合には十分注意して行かなければならぬと考えております。

○堤(ツ)委員 そうすると、今度の十五条の入院患者の外出についての条項は、現在行われてゐる外出許可の条項そのまゝがここに盛り込まれたものと解釈してよろしうございませうか。大体さうなところだと思います。現在外出を許可するに於いては、その程度をいかに法文化されたという解釈をしてよろしうございませうか。

○會田政府委員 私どもといたしましてはおおむねさうに考えておりますが、しかしながらいろ／＼と學問が進んで参りますと、それに應じてこの範圍と申しますか、そういうものが幾分ずつ、むしろ自由の度は増して行くことと私ども将来を見越しております。

○堤(ツ)委員 私はどうもこの外出の件につきましては、政府は一つの見解を持ちながら、そこに何かあまいところがあるやうに思はれて、割切れないのでございまして、医学的な見地から立証ができないならば、外出については、患者の方々にまことに

やはり御自重願ふとともに、法律の面においてもこれは極力お考えにならなければならぬ。具体的に言へば、患者の方々がパチンコをまわりのものと同一やうにやりたいという娯楽面の要求があるでしよう。そうした場合に、たとえば先ほど申し上げましたやうに、福利厚生施設の上から、中に娯楽施設を設けてあげれば、あなたが何かにかこつけて外出してパチンコをするといふこともなくなつて参ります。これもやはり政府の施策が悪いから、無理な外出を願ふことになつて、まじどもえになつて悪い結果を生むことになつてございまして、どうかこういう点はひとつお考えになつて善処していただきたい。

最後に一つ御質問申し上げたいのは、患者にとつて秘密の保持は一番大切な問題であります。たとえば癩癰癰所の中へ行きまして、私はいろいろとたくさん例を聞いておりますが、二十年、三十年に忽然と國元を家族にも言はず出たまま行方不明になつて、自分はどこかで死んでしまつたものとなつておるけれども、この癰癰癰所にいるというやうな患者がほとんどあります。秘密の保持ということ、この方々にとつては絶対的なものでございまして、従つて秘密を保持してあげるといふことに對して、われ／＼が絶対的な協力をしなければならぬことは言をまたない。しかし入院患者を強制的に入所させるとか、消毒の場合とか、生活保護法の適用の場合にやはり秘密が漏洩する。これはどういふところから漏れるかといへば、県を通すその係官の不心得から漏れるといふやうなことがしばしば伝えられてお

るのでございまして、なぜもう少し何とか秘密保持に関する積極的な手がこの法文の中に打てなかつたかと思うのでございまして。たとえば生活保護法の適用のとき、あすこの御主人が入所しなければならぬから、生活保護法にこの家族はかかつておるのだというようなことは、すぐに世間に知れてしまふという例がございまして、これなども、今日のような生活保護法のやり方なしに、癩患者の方々に對する特別な方法を講ずれば、もつと秘密保持を願う患者の要望にこたえられるのではないかと思うのでございまして、こういう点に對してはいかがでございすか。

○山口(正)政府委員 ただいま堤先生御指摘の秘密保持の点は、私も十分考へて、先ほどから御説明申し上げました検査あるいは収容の際についての注意、あるいは患者の生活の保護といふような点につきまして、いろいろくふうをいたしているわけでございす、そのほかに、これはほかの公衆衛生立法でございまして、医師からの届出は一々保健所を経由して都道府県に届け出ることになつておりますのを、今回の法律にあつては、保健所を経由せずに直接届け出るというようにすることを考へております。また消毒を實施いたします場合に、府県の職員が直接に参らずに、家族に資材を与えて、消毒を自分でやつてもらふというようにこの方法も規定いたしてございす。それからこの前の法案のときに考へましたところの、入退所に際しまして所長から都道府県知事に通告するといふようなことも、患者がこれを好まれませんので、今回はそういうことを素

案の中に盛り込むということもいたしたし、また、所内における戒告謹慎を命じます場合に、規律審査会を設けるというようなことをこの前も考へたのでございまして、そういうことをいふ／＼な人に知られたくないという患者の希望もございまして、そういう点も今回は考へないということにして、いふ／＼とくふうをいたしてございす。今後といへども、ただいま堤先生御指摘のように、この点につきまして府県の職員が一段と注意をいたしますように指導し、またこの法案の中におきまして、秘密漏洩の違反の罰則を特に強化してございまして、そういう指導と罰則の両面からその点に注意して参りたい、そういうふう考へております。

○寺島委員 長く病気で休みました上に、こういう医務局長のお忙しい際に質問を申し上げますことは、私としてはまことに恐縮でございすから、きわめて要點だけをいしつてお尋ねをいたしたいのであります。

医務局長さんにお尋ねしたいのは二点。この二点の御質問は、すうらとお答え願えれば一分間で済むこととでございす。医務局長さんにお尋ねしたい第一点はプリンシプルの問題でございす、あなたはお役人といひまして、すなわち、前任者が国会において明白な公約をいたされた問題に對して、後任者といひまして、これを立法もしくは予算措置におやりになるといふ官更当然の考へを踏襲するといふプリンシプルを明白にお持ちになつておられますかという点、この点をまことに恐縮でありますがお尋ねいたします。

○曾田政府委員 プリンシプルとしては、私は当然その責任があると存じております。

○寺島委員 さようなプリンシプルであるというのを承りましてまことにありがたいと存ずるのであります。さればここで、本法を執行いたすに際しましてのお尋ねを申し上げますのであります。

本法以前の行政措置に對しましては、ただいまお見えの山口公衆衛生局長の前任者である三木氏が、あるいは山口氏が、きわめて真摯な努力を傾倒せられたことを当時私は記憶いたしておるのであります。私はかつて厚生委員長のとくに、委員長の席をおりまして、時の東医務局長にお尋ねを申し上げておるのであります。東医務局長並びに時の大蔵省の局長にもあわせてお尋ねをいたしておるのであります。が、特に医務局長にお尋ねをいたしておきました問題といひましては、全癩患者の切実なる希望の反映を立法のかねに具現化したという方法といたしまして、実際私どもは各大学の皮膚科もしくはその他を歴訪いたしてお尋ねを申し上げておるのであります。が、実は、癩患者に接した数人は、かなりの大学において一年に一人ないし二人である。あるいは全然ない大学が多い。かかる背景をもつていたしましては、ただいま切々として堤同僚委員がお尋ねになりましたところの、まことに癩患者なるや、しかもその癩患者が、軽症癩患者なるや、重症癩患者なるやの診断を遂げるといふことは、きわめて困難である。これも後法務省の方々にごく簡単にお尋ねを申し上げますが、かかる困難であると

いう事態を背景といたしまして、人権を拘束いたすといふことは、決して私はいくつを申し上げておるのではありませんが、困難ではなからうか。かかる事態を當時において私が考へまして、第一点といたしまして、国家はきわめて近い将来に癩に關する相当な研究機構を整備せらるべきではないかという質問をいたしたところ、この質問に對しまして、時の東医務局長から、確かにこれはいたしますという明確なる御答弁をちょうだいいたしましたのであります。さらに、町医者に對して、ポピュラーに癩の診断ができるように、癩の知識を得せしめる具体的方法といたしまして、癩病院に、インスターンを中心と必修科目として行かれるような措置をとられてはどうであるかと、これはまあ議論であります。かかる御質問を申し上げましたところが、インスターン審議会なるものに明白にこれをかけて御期待に沿うようにいたすといふ御答弁でありました。これは當時の速記録を見れば明白におわかりでございす。残余のたくさんさんの質問を當時いたしたのであります。が、決してこれをむし返そうというのではございせんが、どうも当時仄聞いたしまして、東さんの御長男が、時たま／＼インスターンの実習中であつて、自分のむすこのやつておるときは、インスターンにそういう強制制度はやりたいではないかというやうな笑ひ話も伺つたのであります。前任者の公約は、後任者すなわちこれを明確に行うものであるといふ、まことにありがたき局長のプリンシプルによつて、本法の立法をなされるに際しまして、いかような配慮をなされましたか

いなや、私は、あるいは前質問者がすでに触れておる問題であらうかと思ひますが、そういう場合には、委員長におわびを申し上げるのであります。まことに恐縮であります。が、お教を願ひたいと思ふのであります。

○曾田政府委員 癩研究所の設立につきましては、前任者以来の懸案でございまして、これを實現することに努めておりました。今年度予算に一千万円の子算を組んでいただいたのであります。これは遺憾ながら研究所の設立という形にはなりません。研究費として、一千万円組んでいただきました。これを一箇所に設けるのがいいか、あるいは分散して設けるのがいいかという問題もあり、どうしてもこれは分散せざるを得ないというやうなところから出たこととでございす。なお、一つの研究所の看板をかけるということについては、今後とも努力をいたしたいと考へております。

なお、インスターンの問題につきましては、これは数の限られた養護所に、数の多いインスターンをすべて療養所に勤務せよといふことも、なかなか実行が困難でございす。このインスターンの期間に、きわめて短かい期間の実習あるいは見学をする、またインスターンに至らなくても、医学生時代にもその機会を持たせていただくというやうな努力は払つております。

○寺島委員 ちよつと一言、ただいまのあなたの御答弁は、すでにその程度のことには前任者との間に、もう少し掘り下げた質問がなされておりましたので、ここでどうのこうの申し上げませんが、こういう問題でありますから、ぜひとも希望をかなえさせてもらふよ

療養所と療養所と比較して非常に悪い、こういうことをよく聞くのですが、結核療養所と療養所と比較してそういう差がございますかどうか。

山口(正)政府委員　特に結核療養所と比較して悪いということはないと思います。

せん。結核療養所と食事なども同様だと存じております。療養所におきましては、結核療養所と違ひまして農耕地をたくさん持つておりますので、実際の食事の点などはそういう点から相対的に潤沢にとれるというふうに承知いたしております。

○杉山委員 私の開いたのでは、その日の金額が非常に少いという話ですが……

○山口(正)政府委員 所管の局長がたゞいま席をはずしましたので、私からの確かなお答えを申し上げることができませんので、まことに申訳ございませんが、実質において患者の摂取いたします食糧、あるいは熱量、あるいはその構成等において差異のないように、当局としては考へてやつてゐるつもりでございます。

○小島委員長 岡良一君。

○岡委員 簡単に時間がありませんので、はしよつてお尋ねしたいのです。が、一体政府の方では癩という病氣に対して、これは伝染病である、しかも今日の進歩した医学的な分野ではかなり治療の道もある、こういう病氣であるという認識でかかつておられるのかどうかという点をお伺いしたい。

○山口(正)政府委員 癩は伝染性疾患であり、かつ最近の医学の進歩によりまして、治療が非常に進歩して参りましたので、相当これは——全然菌をなくし得るかどうかが、全治ということにつきましても異論もございしますが、非常に軽快にさせ得るものであるという立場に立つてこれを取扱つております。

○岡委員 最近プロミン以後において抗菌性のいろ／＼な新しい医薬が発

見をされておるのであります。今日癩療養所の中で行われておる近代的な積極的な癩治療法、そしてそれによる治療率等について簡単によろしいですか、結論を伺いたい。

○山口(正)政府委員 現在わが国の癩療養所におきまして使用しておりますのはプロミンの注射、それから錠剤といたしましてプロミゾール、こういうものを使用いたしております。そうしましてその治療率と申しますか、症状の軽快率、これは症状によりまして差のあることはもちろんでございますが、プロミンの注射によりまして、結局、浸潤などは、効果は治療開始後一箇月前後から現れて参りまして、六箇月前後で非常に軽快いたします。鼻汁の中の菌は治療開始後、早ければ一箇月ぐらゐで消失し始めます。ただ消失し始めますが、鼻粘膜の中の菌は六箇月ぐらゐいたないとなくな／＼消失しないというふうな状況であります。完全に治癒したかどうかというその治療率の問題になりますと、いろ／＼まだ議論があると思うのでございます。これは昨日も医務局長からお答え申し上げましたが、昨年度全国の癩療養所を退院してさしつかへがない、療養の必要がないと認定されて退院いたしました者が全国で三十五名でございます。

○岡委員 それでは現在国立癩療養所に収容せられてゐる患者のうち、プロミン施行中の者の軽快率は、大体大ざつぱにこれまでもどのくらいあるか。パーセンテージでわかつておりますか。

○山口(正)政府委員 ただいまここに正確なパーセンテージの数字を持合せておりません。ただいま申し上げました昨年度の退所者は三十五名、二十五

年度は六十九名でございます。大部分のものが、七、八割がプロミン系統の薬剤を使用いたしております。プロミンによりまして副作用の出ます者につきましては、従前から使つておりました大風子を使用して治療しております。ほとんど全体のものが現在そういうふうな治療を受けております。

○岡委員 それではたとえば癩療養所内の秩序を乱す者あるいはそのおそれある者については、何らかの制裁的処置が所長の権限で行われるのであるが、刑法上の被疑者が出た場合にはどう取扱われますか。

○山口(正)政府委員 刑法上の被害者が出た場合には、裁判所から出張いたしまして裁判をいたしまして、そして刑が決定いたしましたならば、熊本に法務省所管の癩刑務所がございしますので、そちらに送ることになつております。

○岡委員 この前衆議院で問題が起つて、私も現地調査に行つたのでそういう措置が講ぜられることは知つております。しかし先ほど来杉山委員も御指摘のように、問題は癩病というものが昔天刑病といわれたような、そういうものはや絶望のないわば薬病ではない、遺伝病ではない、伝染的な病氣である。従つて近代医学というものは今後ますます十分に軽快の率を上げ得るような治療法を発見しつゝあるのだというこゝをばつきりと国民に示し、またいふ予防法案を審議するものも、そういう観点から病氣をながめて対策をするということが必要ではないかと思つて、それがないために、患者の側に立つての公衆衛生という観点を忘れての議論も行われるだらうし、特に秘密

保持ということを強調されるのも、やはり国民一般にはまだ癩病というものが天刑病だ、伝染病ではなくてこれは遺伝病であり、子々孫々までもたつたものだといふ非常に間違つた封建的な考え方から出て来ている。だから癩患者に對し、あるいは癩患者を擁護する族に對して、その福祉をはかるというならば、旧來のこうした癩に對する非科学的な間違つた考えを徹底的に払拭するといふ國民への啓蒙運動というものが必要だと思つて、多少なされておるようではあるが、これはもつと積極的にならなくては、ほんとに癩患者に對する社会的な処遇というものの改善の本質的な解決にならぬと思つたが、そういう点について厚生省の方では何らか特別な積極的な方法を講ぜられる御意思があるか、あるとすれば具体的にどういう御用意を持っておりますか。

○山口(正)政府委員 ただいま岡先生の御指摘の点お説の通りでございます。癩に對する偏見を是正するという点、この癩予防対策を円滑に実施して参ります上に最も大切なことだと存ずるのでございます。従いまして今回御審議願つております法案の第二条におきましても、癩に關する正しい知識の普及に努めるといふことを、国及び地方公共団体の義務としたしまして、これを今後強力に実施して行かなければならぬといふふうに考へております。具體的にはどうするかというお話でございますが、先ほど堤先生からも御指摘のございました貞明皇后の記念救癩募金によつて集められました二億円の金を、藤楓協會で使用いたします場合に、特にそういう啓蒙運動とい

うようなことに力を入れて使つてほしいといふことを、私どもの方で藤楓協會の當事者と話し合つて、そういうふうに進めて参りたいと考へております。

○岡委員 ひとつ格段な御努力をお願いいたしまして、私の質問はこれで終了します。

○中野委員 ちよつと関連して。今の御説明の中に、熊本に癩刑務所があると承りましたが、これは現在収容されておる人員がどのくらいあるのか、その収容されておる人員と、犯罪のあらましでけつこうですか、ちよつと聞かせて置いていただきたい。

○山口(正)政府委員 現在の収容定員は五十名でございます。そのうち十二名現在収容いたしております。その刑の内容につきましてはたゞいま資料を持ち合せておりませんので、後刻申し上げたいと存じます。

○中野委員 刑務所中においてはどのような作業を行つておるのですか。あるいはただ隔離をするのが目的ですか。

○山口(正)政府委員 労役に服し得る者につきましては、一般刑務所と同様に作業に従事させております。

○寺島委員 時間も経過いたして参りますので、ごく簡単に要点だけお尋ねいたしたいと思います。刑事局長の岡原さんを要求いたしておつたのでありますが……

○小島委員長 局長は出張中です。

○寺島委員 それではごく簡単に尋ねます。今回の癩の予防法に對して患者側から呼ばれております反対論の多くは、罰則規定にあるやに承つておるのでございます。もちろんそれに

おるのでございます。もちろんそれに

違ひないのでございますが、實際問題といたしましては、外におる患者、すなわちまだ隔離せられざる以前の患者と、隔離せられてからの患者とに對しまする刑法の取扱ひは、おのずから違ふと私は存するのであります。時間がございませんで、この両者を含めて伺つてみたいと思ふのでございます。

これは余談になりますが、ごく短かく申し上げると、かつて大蔵省の主計局という鉄の格子のような感じを持つておられる役所でも、局長の家に明日患者を一箇連隊バスへ乗せて陳情に行くがといふと、もう来てもらひでもつけようかといふので、一千万円の予算が一挙に六千万円にふえたといふ事實があるのでございます。そこで法務省刑務局の皆さんにお尋ねいたしてみたいと思ふのでありますが、この患者が犯罪を犯した場合に、あなた方はなか／＼勇猛果敢で、そもそも刑事政策には二つの考え方があつて、石井さんは若し検事ですから、おそらく若いセオリーに立つておられるのだからと思ふのですが、ロートル検事の一員は、依然として國警に逮捕権を与へることをしないで、検事みづから逮捕権を与へて、國警の上に君臨をいたそうといふ考え方が、刑事訴訟法一部改正法律案として近く国会に上程せられるように承つておる。これはそのときにゆつくりお手合せをいたしますが、それを勘案いたしまして、われわれ百円の税金を納めて、そのうち二十円はどろぼう、窃盜、そういうようなものに使われておる。このような國家は世界の國で日本だけである。これを換言いたしますと、実に日本の國

は警察アツシヨの國家である。私は終戦以來代議士をいたしておりますが、その傾向の顯著なこと今日より大なるはない。そこで實際問題として患者をふん縛るという方法は、私はなか／＼お取扱ひにくい問題であらうと思ふのであります。実は食糧管理法の一条を見まして、これはなか／＼やりにくい、取扱ひにくい法律事項である。現に法務省檢察庁の食堂で、外食券がなくて堂々と食事が荒られておる。こういう一事を見まして、食糧管理法といふものがなか／＼困難であることがわかる。選挙法もまたこういう問題の一つであるかと思ひます。ら

予防法もこのやうな問題の一つであるのではありませんかといふ私の考えでございますが、百円も納付いたしまして、実に二十円も警察、檢察の費用にお使いになられるところの現在の檢察御當局の勇断に對しまして私が申し上げるのは、檢察庁の建物が実にりつぱにできて、その運用に對しまして無率の民があつてはならないといふ考えから質問したいのでありますが、癩病といふものが、その初期においては実に診断が困難であるといふ点、現に相當の皮膚科の醫師をもつていたしまして、初期の段階においてはなか／＼発見することが困難である。かかる不安定な弱なる上に、こういう罰則規定を載せになることに對しましては、慎重なお取扱ひをお願いしたいといふのが私の考えでございますが、その上に立つて、いかうなるお取扱ひにするか、これに對するあなたの抱負を伺いた

尋ねを申し上げます。

○長戸説明員　はい、予防法案の第二十八條の外出制限の問題につきましては、この扱ひは憲法との関連もありまして、罰則としましては最小限度にとどめた次第であります。しかし今御質問のありましたように、その罰則を適用いたしますにつきましては、最も慎重なる態度をもつて臨まなければならぬといふふうに考えております。なお一般の刑法犯の問題でございますが、たゞいま委員のお説のように、いろいろ問題がございしますが、たゞ患者の方々に對する社會の觀念が、これは先ほどのお話にもございまして、決して天刑病的なものではないといふことの認識を十分に持たせていない。ことに農村などの因襲の深いところにおきましては、非常に冷たい目で見られるかと思ひます。そういうふうな事柄から発しまして犯罪を犯すといふ者もございまして、そういうやうな者につきましては、やはり単に犯罪があるからといつて、それだけできつて罰するといふことが能はないう。むしろその原因たる病氣の治療といふことが先決である。こういうふうにおかれ／＼は考えております。たゞ非常に悪質な犯罪が行われた場合には、やむなく処罰しなければならぬ場合もございまして、そのために先ほどお話の出ましたように、熊本に癩刑務所などを設けておるわけでありま

で、その運用の上にせひとも御考慮をお願いいたしまして、質問を打ち切らせていただきますと思ひます。

○三委員　本案に對する質疑もおおむね終了したと考へられるのであります。が、この際質疑を打ち切つて討論採決されんことを望みます。

○堤(ツ)委員　ただいま質疑打ち切りの動議が出ましたが、ここに皆さんにお考へ願ひなければならぬのは、非常に大切な癩予防法の改正に當つて大臣が御不在であるといふことです。医学的に研究をしなければならぬ問題、福利厚生施設の問題、いろいろ問題がたゞさん盲点を残したままこの法案の質疑を打ち切るということは私は残念であります。一應大臣に質疑をするのが妥当な行き方ではないかと思ふのであります。私の方の党といつたしましては、やはり大臣質問といつたものを一応持ちたいといふ意向を持つてゐるのであります。一度お諮りになつて、あえて他の党の方々が必要ないとおつしやるならば、また數の問題もございしますから妥協いたしますけれども、私の方の党といつたしましては、大臣に一應の質問をしてこの法案に對する態度をきめたい、かように存じてゐるわけでありま

○小島委員長　堤さんに申し上げます。大臣はやむを得ない用で九州に行つた次第であります。かた／＼大臣に對しましては一般行政につきまして質問する機会が今後あることになつておりますから、その際にまた聞いていただくことにいたしまして、本日はただちに巨君の動議について賛否を聞いてみたいと思ひます。

ただいまの巨四郎君の動議の通り本案の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長　御異議なしと認めます。よつて本案の質疑は打ち切ることに決しました。これにて秘密会を終ります。

〔午後零時五十八分秘密会を終る〕

○小島委員長　次に本案について討論を行います。青柳一郎君。

○青柳委員　私は自由党を代表いたしまして強い希望条件を付して本案に賛成せんとするものであります。

この法案の審議に際しましては癩療養所に入所してゐる方々がいろいろ主張をなさいました。これらの主張はわれわれが考察するところによりまして、強制的な規定を各所に規定することとは自由なる行動を害する、人權を害するものであると見る憤激と、患者であることが他人に知られることによつて一家の破滅を招来するといふ危惧、この憤激と危惧とを根本としたしまして、患者の主張をいたしましては、癩の本質、本体、療養所の實際を世間に知らしめ、自分たちに知らしめることによつて、進んで患者は入所をいたし、治療に専念をいたすものである。癩について、またさらに療養所について社會を啓蒙せよといふこと、癩であることが世間にかかるとによつて、一家の生活を脅かされ、一家が路頭に迷ふものである、生活保護法を適用せんとすれば、その家族が癩者の家族であるといふことがわかる。かくして生活の脅威にいつもさらされておる。しかも子供を入学させんとし、また家族を就職せしめんとするときに至難な

ことが起るのである。この生活問題と社会の啓蒙、この二つが結びつきに行き届いたときには、命令して各種の強制的な措置をとる必要なしというものが、主張の根本であると考え次第であります。しかしながら振り返つて、この法案を検討いたします際、各種の強制的規定におきましては、現行の預り防法に比しますれば相当緩和的な規定が行われておるといふことも、われわれとしては認めるを得ません。さらにこの法案におきましては第四章に福祉の規定を設け、さらに十二条、十三条、十四条におきましても、福祉の規定を設けておる点などを考えますれば、現行の預り防法に比しまして、この預り防法は相当進歩的な、しかも相当難者に対しての改善を加えておるものと認めざるを得ないのでござい

ます。私どもはここに五つの条件を付する次第でございます。その五つと申しますのは、まず第一には、本法による指定医の診察、国立療養所への入所及び汚染場所の消毒並びに生活保護の実施等に関し、患者及びその家族の心情を思い、極力秘密を保持することに努めらるべきこと。第二といたしましては、国立療養所入所者につき、重症者と軽症者を区別すべく、要すれば軽症者についてそのアフター・ケアの施設を設けべきこと。これについては先ほど堤委員から御質問がございましたので、別に説明を加える必要はございません。第三といたしましては、国立療養所の職員を増員し、入所患者の作業の負担を軽減すべきこと。第四といたしまして、入所患者のための福祉厚生施設の拡充整備に努力せらるべきこと。さらに第五といたしましては、

本法案の総則を見ましても、患者の福祉のために、さらに社会の福祉のために各種のつりばね規定があるのでございます。これら主として社会の啓蒙のための規定を十分に生かされんことが第五でございます。これらの五つの事項につきまして、実際上の本法案の運営につき、さらにまた予算の計上につき、あるいは本法案を近い機会において改正せられんことを強く政府に要望いたしまして、われわれは本法案に賛成をする次第でございます。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 私は改進黨を代表して、特に強い希望条件を付して本案に賛成の意を表します。本法案の提出をめぐつて社会的反響が非常に大きかつたのであります。それは伝染病であるので、社会、公衆に与える影響を考へ、冷静にかつ客観的に、觀察すると、本法案に盛り込まれた程度の予防措置は社会的に必要であると思つております。特に患者及び関係者諸氏の冷静なる判断を待ちたいと思つております。特に本法案の特色は、患者及び家族の福祉増進の道をほかつておるのであります。いづれにしても現行法は現状に適しませんので、新時代に即応する予防法を制定して予防するともに、その福祉を十分に保ち、患者の医療を行い、あわせて場合によつてはアフター・ケアの施設をなし、患者の希望を満たす等、今後とも福祉に対しては絶対なる努力を政府当局にお願いしておきたいと思つております。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は日本社会党を代表いたしまして本法案に反対せんとするものであります。もとよりわが党といたしましても類が伝染病でありまする以上、これに對しては予防あるいは取締りの措置が講ぜられ、最後の段階におきましては強制収容、強制検診あるいは消毒等がなされなければならぬ。しかしながら必ずしもこの責任にあらずいたしましてこの不幸なる病に侵されし人々を、社会公衆全般のためにという理由をもつて、国立療養所に収容し、これを監禁するといふに至りましては、その患者の基本的人權を侵害する点に對して、一般社会はそれにより十二分なる償ひをしないければなりません。しかるに本法案を見ますと、この法案は遺憾ながら、非常な御苦心の跡は見えます。けれども、なお予防取締りという点に重点が置かれまして、その患者の基本的人權を侵害いたしますものに對しまして十分なる社会の償ひ、すなわち患者の福祉を十二分に至るところにおいて考へてあげるといふ点が十分でないと思つて、きわめて遺憾とするところでござい

ます。もし本案に對しまして、この氣の毒なる諸君への深き愛情と、また十二分の親切と同情と、そしてそれに対しての適當なる配慮を加へるといたしますならば、本法案に書かれた以上に、たとへば五条、六条におきます強制検診や強制収容の問題、あるいは十五條の外出制限の問題あるいは処罰の問題、あるいは二十一条におきます生活保護の問題、あるいは第四章全体にありまする福祉の問題等々について、なお十分なる配慮と、その配慮を実現いたしますための修正がなされるべきであると思つてござい

ます。ことにこの類が伝染病であるといふ広報活動等につきましてもなお十分なる規定を設けべきである。しかるに広報活動等につきましてはほとんど何らの規定がございせん。あるいはまたさらに先ほど論ぜられましたように、貞明皇后の預り防の基金のごとき、この不幸なる同胞に對しましてなお幾多の福祉施設をつくるべき、福祉の道を講ずべき基金の制度等も、他に幾つも考えらるべきである。しかるに貞明皇后の預り防の基金のごときは、宮内庁がこれを占有して管理いたしまして、きわめて消極的な用途のほかに使われておらない、こういうような点につきましてもなお十分なる改正せらるべき点があると思つて、少くともそういうような制度につきましても、この法文の中に、福祉の基金の問題等も加へてもよろうと思つてござい

ます。もしさらに一章を新たに設けまして、回復者のコロニーもしくは後保護施設等につきまして、これをつくるべき条文を入れ、ここに對して外出の自由あるいはまた患者と家族との宿泊の施設あるいはまた職業教育、あるいはまた場合によりましては、患者の希望によつては終身十分なる生活の保障をして、そこにとどまることを得せしめるというふうな幾多の道におきまして、十二分なる福祉施設をつくるというのを考へて、そういう条文をここに入れるとしますならば、この法文全体がどんなにか患者の今日の希望を満たし、熱望をやらげるところのものとなるであらうと思つておりますけれども、これは

それらのものが盛られておりません。さらにまた今日の患者の労働の問題でありますけれども、これらにつきましても、今日難患者の労働によらなければ療養所の運営ができません、こういう状態になりましたのは、さきの人員整理におきまして、かつては結核療養所と同数の定員を持ちました難療養所が、きわめてわずかの職員をもつて経営しなければならぬといふことになつてゐるところにきて来たのであります。今回の混乱の一つの大きな原因をなしているのではありませんが、この予防法の改正をいたしましたならば、当然この点に留意いたしまして、職員の定員法の改正、また職員の待遇改善の道をさらに十分に尽くすべきであります。それらの法を並行的に改正せずしてこの法律を出されたことにつきましてはきわめて不条理であると思つてあります。ことに今日日本法案に對して大きな誤解のありますときに、こういうものを十分に納得の行くまで説くことを、当然それができるのにせういたしまして、この法律を通過せんとすることをきわめて遺憾とするものであります。

私どもはかかる観点に立ちましてこの法案が本来福祉立法を主体とし、それに加へるに取締り、予防、医療というふうな法律であるべきが、患者の福祉に對してきわめて不十分なままだに本法案が提出されたことを遺憾とし、本法案に對しましては遺憾ながら反対せざるを得ないのでござい

ます。

○小島委員長 堤君。

○堤(ツ)委員 私はわが党を代表いたしまして、いふ予防法の改正案に残念ながら反対の意を表せざるを得ないのであ

ります。

現行の癲予防法は、御承知の通り明治四十年に勅令第二八四号をもつて公布され、同じく四十二年の四月一日から施行されました。当時はもつぱら浮浪患者を強制的に隔離することを目的としたものでございまして、癲行政及び療養所の運営を規定したものであります。が、以来五十年近くを経て医学が非常に進歩いたし、癲予防療養所の本質的性格もかわつております。に、法律のみは、十年一日という言葉もありますが、五十年一日何ら改革を加えることなく、今日まで旧法が施行されて来たのであります。当然私は時代の流れに沿つてこれら古い癲予防法が漸次改められつ今日に及ばなければならなかつたと存するのでございまして。この点はなほ遺憾に存するものでございまして。すなわち漸次改正されたものでないがゆえに、今回の五十年ぶりの癲予防法案を見ても、政府の頭は今日の事態に即応したものに切りかえられておらないのでございまして。法案全体に對しまして、取締法であり、また罰則規定が大部分を占めていて、いうことを申して、癲患者の諸子は猛烈なる反対運動を続けておいてになりませんが、むべなるかな、福祉の面はほんの刺身のつま程度でございまして、ほとんどのがやはり依然として浮浪患者を強制隔離した当時の頭につとつて今日もなお改正がなされているという点をはなだ遺憾に存するのでござい

ます。この癲予防法の逐条審議にあたりまして、各委員からも発言があり、その要望がなされましたと同時に、賛成の与党の青柳委員、改進黨の賛成委員の御意見を承りまして、私たちが質疑応答の中においてはつきりいたしました面を御指摘になつて、むしろこの点は早急に何とかさきに改正をされなければならぬというところを御強調になつておられますのを見てもわかります通り、私たちは入所の義務を患者に要求して、それから検診を法に規定し、さらにいづれ／＼罰則を盛りますからには、それを償うにあつては、当然近代的な感覚をもつてこの中に盛り込まなければならぬと存するのでござい

ます。ところが政府の意図たるやまことに不誠意さを感じるものであつて、法文上の技巧的な苦言はなされておりますけれども、その根底となるべき財政裏づけというものがほとんどなされておらず、今日はなほは根柢の薄いとこの医学的見解も、もう一段と研究しなければいけない段階に來ているのであります。これをかつて約束されているにもかかわらず、なお予算には十分な額が組まれません、また福祉更生の面につきましても、るる質疑応答の際において申し述べましたが、輕患者、重症患者を区別することなく、画一的にこの中に収容させるといつたような施設は、まったく犠牲をしいるところの患者に對して私たち申訳ないものと言わざるを得ないのでございまして。さうでだに感情的になりやすい癲患者の方々が、気分転換をはかり、できるだけ治療なさつて、愉快な人生をせめてこの園の中で送つてもらおうとするならば、私たちはこの方々に対するところの社会保障的な見地からの保護がなされなければならぬと思つてござい

ます。職業補導にいたしても、また家族との連絡の問題につきましても、さらにいづれ／＼な娛樂面につきましても、大よそわれ／＼がわれ／＼の社会において望むものは、この人たちに十分に保障されなければならぬのでございまして、こうした面において国の予算がないどころか、むしろ貞明皇后の御遺志であるところの藤楓会を持つ二億二千万の金さえも、今日においてもお手の行き届いた処置がとられておらないというところを考えますときは、まことに患者諸氏にかわつて私は憤懣禁じ得ないものがあるといふことを申し上げたいのでござい

ます。できるならば私たちはこの癲患者の方々に對しまして、超黨派的な委員会の意見をまとめて政府の意向に反省を求め、できるだけ私たちの保障の面を強調したいと存したのでござい

ます。この審議を急がれる政界もあり、歩調がそろわず、まことに残念でございまして、附帶決議さえも同一歩調をもち得ないといふことはなほは残念でござい

ます。わが党といたしましては、この現在の法文に加するに、第四章の福祉更生施設の面がより以上に強調されて具体的に盛られなければ、癲患者のためにこれに私たちは同調できないと思つてござい

ます。同時に癲患者の方々に對しましては、十分な代弁をいたしますけれども、しかしわれわれが検討するにあたりまして、感情的にならずに理性的でなければなりません。科学的、医学的でなければならぬに八千五百万の人々が無視されてはならないのであります。この点から考へまして、一にも二にもあけて癲医学の研究ということについては、もつともつこの委員会の意志を強く表示しておかなければならぬと存するのであります。医学的な見地から研究される費用、さらにつづ込んだ世界水準をはるかに抜いた文獻などができなければ、國際的な恥辱であるところの癲患者の数は、日本から消えることにはないと存するのでござい

まして、民族あげてこの癲と闘うの気概をもつて、私たちは国家予算の中に研究のための費用を盛られなければならぬと存するのでござい

ます。この面につきましても政府は確たる意見と、そして十分なる費用を組まずして、この法案の改正を叫んでいるのでござい

ます。私はこの予防法案が片手落ちのものであるといふことを強調いたしますと同時に、今日病に呻吟されます方々と同じ愚を繰返すことなく、後代の人々が何となく病魔から救われますような、明日の希望あるところの國策を切望するものであります。がゆえに、この未完成的な法案に對しましては反対をいたし、本院においてははなはだ敷の上において微力でございますので、その目的を達しませんが、さらにその闘争を参議院に移すといふことを申し上げて、討論を終りたいと存じます。

○小島委員長 亘四郎君。

○亘委員 私は自由党を代表いたしますが、本案に賛成の意を表するものであります。

この厚生委員会におきまして、わが國からいまわしい癲病を根絶する目的をもつて、前國會において特に小委員会を設け、これが理想達成のために各委員の方々が非常な努力をされたのであります。が、今回こうした運動に對応いたしまして、政府が予防法案を出さ

れたわけでありまして。今この予防法案の採決をいたす段階におきまして、私どもの心を痛めますものは、申すまでもなく、多くの癲療養所入所の患者の方々がこれに對して強い反対をされておる現状であります。これらの反対されておる方々の心情は、私どももまったく同情にたえないのであります。法案を表面通り解釈いたしますならば、言われる通りまことに取締法的なにおいが強過ぎて、そこに社会としてこれら不幸な人々に対する償い、その福祉的な面がまことに少く取入れられておるといふ点に大きな不安を持つておる。強制的な検診、隔離、あるいはまたこれらの人たちの家族の生活不安の問題、あるいは秘密保持の問題、こ

うしたいろ／＼な面に對して、なお十分のそしりは免れないのでござい

ます。しかしながらこの病氣は伝染性の疾患であつて、これを処理いたしまする場合におきましては、隔離以外に方法がないといふことは、これまでひとりわが國のみがとつてゐる処置でなく、諸外國もみなそうした形においてこの癲患者の収容をいたしておる次第なのでござい

ます。から、そういう観点に立ちますときに、いろ／＼まだ十分な点もありませんけれども、今改正の段階におきまして、政府から提案されました予防法は、一応これを認めて行かなければならぬのであつて、これを認めることは適當であらうかと考えられるのであります。患者の方々の恐れられておる点、むしろ非常に強い恐怖心を持たれておるようによろしく受けられるのであります。が、そのよつて來るところの原因を靜かに考へてみまするに、これは旧來からの療養所内にお

る取扱ひの上において、これらの方々に對して親切を欠き、良心を欠いておつた取扱ひが多くあつたのが原因の大きなものではなからうか、かように考えられるのであります。

そういう意味からいたしまして、私はこの法案の施行にあたりまして、特に政府の方に注意していただきたいことは、まず第一番目には、この病氣は、先ほど岡委員からも強く指摘されましたように、伝染病であつて、決して遺伝病ではない。そして今日癩病に對して一般社会の持つておる偏見を積極的にただして行くという処置をとられることが、第一番目に必要なことである。

第二といましては、これらの入所患者の方々に對して、そこに勤めておられるところの職員の方々の日頃の接觸において、思いやりをもつて、そしてほんとうに精神的の奉仕をするという氣持をもつて當つていただきたい。慈母が愛児に對する態度をもつてこれに接してもらいたい。そのためには、そこに働いておられる職員の方々に對しても、この方々はこうした難局に當られ、人の好まないところに勤められるのでありますから、十分な処置を講じ、そして待遇の改善あるいはまた増員、増俸という点について留意していただかなければならないのであります。そうしたことが一応完成されますならば、本法案の施行されます場合に、この法律の精神も生き、また有終の美を全うするであらうということを確認いたしまして、本法案に賛成いたすものであります。

○小島委員長 以上で討論は終局いたしました。これより採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小島委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

次に本案に關する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

本日はこれにて散会し、明後月曜日午前十時より開会いたします。

午後一時二十八分散会

〔参照〕

らい予防法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

厚生委員会議録第五号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 一 末 未満の日 未満の月